名古屋港管理組合公報

平成21年4月1日

(水曜日)

第 433 号

目 次 規 ○名古屋港管理組合公有財産管理規則の一部を改正する規則………… ○平成19年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領 ………… ○平成20年名古屋港管理組合告示第14号の一部改正 ○名古屋港ポートビルの施設の供用開始 … 訓 ○名古屋港港湾計画の変更の概要 …………… 会 規 則

平成二十一年四月一日名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第二号

名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を攻正する規則

名古屋港管理組合事務部局組織規則(平成八年名古屋港管理組合規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「計画担当」を「企画担当」に改める。

第三条に次の一頃を加える。

- 2 統計センターの分掌事務は、次のとおりとする。
 - 一港湾統計の作成及び解析に関すること。
 - 二 港湾統計図書の編集及び発行に関すること。

第四条第一項第八号及び第九号並びに第二項を削る。

第八条中第二十六号を第二十七号とし、第七号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 愛知県及び名古屋市との政策に係る連絡調整に関すること。

第二十七条中「第八条第二十五号」を「第八条第二十六号」に改める。

室企画担当統計センター所長」に改める。第二十九条第二項中「企画調整室計画担当に企画調整室計画担当統計センター所長」を「企画調整室企画担当に企画調整

温波

この規則は、公布の日から施行する。

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第三号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則(昭和四十二年名古屋港管理組合規則第一号)の一部を次のように改正する。

担当統計センター」を「企画調整室企画担当統計センター」に改める。別表第二中「企画調整室計画担当統計センター所長」を「企画調整室企画担当統計センター所長」に、「企画調整室計画

运验

この規則は、公布の日から施行する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第四号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

第一条第十一号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。職務に専念する義務の免除基準に関する規則(昭和三十二年名古屋港管理組合規則第五号)の一部を次のように改正する。

当 送

この規則は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第五号

給与条例施行規則の一部を改正する規則

第八条の二第五項中「百分の十六」を「百分の十七」に改める。給与条例施行規則(昭和二十七年名古屋港管理組合規則第三号)の一部を次のように改正する。

当 法

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合公有財産管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年四月一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

名古屋港管理組合規則第六号

第一号の次に次の一号を加える。

名古屋港管理組合公有財産管理規則の一部を改正する規則

二十三条第二項」に改め、「をいう。)」を削り、「二十年」を「十年以上三十年未満」に改め、同号を同項第三号とし、同項を「三十年以内」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「事業用借地権(」を削り、「第二十四条第一項」を「第号」に、「二十年」を「二十年以内」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「三十年」期間)」を加え、同項第五号中「五年」を「五年以内」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前各め、同項ただし書を削り、同項第一号中「五十年」の下に「(管理者が特に必要と認める場合にあつては、五十年を超える第二十二条第一項中「定める期間を超えることができない」を「掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする」に改名古屋港管理組合公有財産管理規則(昭和五十四年名古屋港管理組合規則第五号)の一部を次のように改正する。

土地の定着物を貸し付ける場合 三十年以上五十年未満二年地は家法第二条第一号に規定する借地権で同法第二十三条第一項の規定の適用を受けるものを設定して、土地及び

第二十二条第二項を次のように改める。

該各号に定める期間とする。 2 前項第四号から第六号までに定める貸付期間は、これを更新することができる。この場合において、更新の期間は、当

温波

この規則は、公布の日から施行する。

告示

名古屋港管理組合告示第6号

平成21年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成19年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成21年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

平成19年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

歳 入

第1款 分担金及び負担金 9,657,738,484円 第1項 負担金 9,657,738,484円 第2款 使用料及び手数料 7,695,384,389円 第1項 使用料 7,695,367,289円 第2項 手数料 17,100円

第3款 国庫支出金	1,119,000,000円
第1項 国庫負担金	1,119,000,000円
第4款 財産収入	5,018,745,455円
第1項 財産運用収入	5,014,710,055円
第2項 財産売払収入	4,035,400円
第5款 寄附金	41,650,000円
第1項 寄附金	41,650,000円
第6款 繰入金	269,327,540円
第1項 他会計繰入金	269,327,540円
第7款 繰越金	1,365,720,291円
第1項 繰越金	1,365,720,291円
第8款 諸収入	1,537,339,337円
第1項 延滞金、加算金及び過料	901,182円
第2項 預金利子	17,330,408円
第3項 受託事業収入	93,059,913円
第4項 貸付金元利収入	1,139,614,948円
第5項 雜入	286,432,886円
第9款 組合債	8,287,500,000円
第1項 組合債	8,287,500,000円
歳 入 合 計	34,992,405,496円
歳	出
第1款 議会費	131,964,373円
第1項 議会費	131,964,373円
第2款 総務費	6,064,014,150円
第1項 総務管理費	5,993,510,494円
第2項 監査委員費	70,503,656円
第3款 企画調整費	1,004,209,408円
第1項 企画調整管理費	903,702,020円
第2項 調査費	100,507,388円
第4款 港営費	3,088,212,289円
第1項 港営管理費	1,241,932,081円
第2項 運営費	1,846,280,208円
第5款 建設費	10,477,825,585円
第1項 建設管理費	1,368,864,238円
第2項 整備費	9,108,961,347円
第6款 公債費	12,836,411,371円
第1項 公債費	12,836,411,371円
第7款 予備費	0円
第1項 予備費	0 円
歳 出 合 計	33,602,637,176円

名古屋港管理組合告示第7号

平成21年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成19年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成21年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

平成19年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

804,296,558円
6,643,138円
582,426,351円
1,979,529円
213,247,540円
75,889,415円
371,598円
3,645,230円
72,587円
41,800,000円
30,000,000円
89,056,063円
1,803,394円

1				
	第2項 寄附金			50,972,669円
	第3項 繰越金			0円
	第4項 積戻金			14,280,000円
	第5項 繰入金			22,000,000円
	歳 入 合	信 台		969,242,036円
		歳	出	
	第1款 水族館振興基金	È		799,046,558円
	第1項 積立金			585,799,018円
	第2項 繰出金			213,247,540円
	第2款 海事文化振興基	金		75,889,415円
	第1項 積立金			34,089,415円
	第2項 繰出金			41,800,000円
	第3款 環境振興基金			89,056,063円
	第1項 積立金			74,776,063円
	第2項 繰出金			14,280,000円
	歳出合	1 台		963,992,036円

名古屋港管理組合告示第8号

平成21年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成21年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。 平成21年4月1日

> 名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 神田 真秋

平成21年度名古屋港管理組合一般会計予算

平成21年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,860,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び 償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

- 第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。 (歳出予算の流用)
- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における 同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款		項	金	額
1 分担金及び負担金				9,715,830
	1 負	担	金	9,715,830
2 使用料及び手数料				6,272,001
	1 使	用	料	6,271,991
	2 手	数	料	10
3 国 庫 支 出 金				1,072,693
	1 国	庫 負 担	金	1,072,693
4 財 産 収 入				5,134,484

	1 財 産 運 用 収 入	5,134,464
	2 財 産 売 払 収 入	20
5 寄 附 金		10
	1 寄 附 金	10
6 繰 入 金		269,000
	1 他 会 計 繰 入 金	269,000
7 繰 越 金		400,000
	1 繰 越 金	400,000
8 諸 収 入		2,286,482
	1 延滞金、加算金及び過料	260
	2 預 金 利 子	4,663
	3 受 託 事 業 収 入	648,800
	4 貸付金元利収入	1,370,714
	5 特定施設整備収入	46,000
	6 雑 入	216,045
9 組 合 債	— л _и	8,709,500
	1 組 合 債	8,709,500
歳	合 計	33,860,000
	Ц п	33,000,000
歳出	诏	A 妬
款	項	金 額
1 議 会 費		156,974
	1 議 会 費	156,974
2 総 務 費		4,106,309
	1 総 務 管 理 費	4,031,915
	2 監 査 委 員 費	74,394
3 企 画 調 整 費		1,219,966
	1 企 画 調 整 管 理 費	929,275
	0 = + #	290,691
	2 調 査 費	
4 港 営 費	2 詢 登 質	3,490,376

l										
				2	運		営		費	2,115,943
5	建	設	費							11,915,375
				1	建	設	管	理	費	1,511,595
				2	整		備		費	10,403,780
6	公	債	費							12,871,000
				1	公		債		費	12,871,000
7	予	備	費							100,000
				1	予		備		費	100,000
		歳	出		合		計			33,860,000

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
稲永ふ頭廃棄物	物埋立調査費	平 成 22	2 年 度			^{千円} 21,000
鍋田ふ頭道	路整備費	平成22年度~	~平成24年度			3,012,100
堀川口防潮水門式	ポンプ所整備費	平成22年度~	~平成23年度			1,262,200
財団法人名古屋浴業資金借入金に対		平成21年度~	~平成32年度	を回収でき	ないことによ 50,526千円及	
財団法人名古屋浴業資金借入金に対		平成21年度~	~平成27年度	を回収でき	ないことによ 31,798千円及	
財団法人名古屋浴業資金借入金に対	_ , ,,,,, , , ,	平成21年度~	~平成27年度	を回収でき	ないことによ 9,440千円及び	

第3表 組合債																
起債の目的	限度額	j	起債の方法		起債の方法		起債の方法		起債の方法 利		率	償	還	の	方	法
公 共 事 業	4,592,000												より、銀行据置期間を			
港湾整備事業	2,523,000	普 - 又		貸	借は	85	0/	以内	等若しくは	元金不	均等の	方法で	等、元金均 毎年度1期 マは満期日			
単独事業	572,000	ス 債 		発		0.0	/0	以 Pi	に元金を一財政その他	括しての都合	償還す により	る。た 据置期	だし、組合 間及び償還			
コンテナ埠頭整備事業	1,022,500								期間を短縮				:還し、又は			
計	8,709,500															

平成21年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

平成21年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ283,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

AX				
款		項		金額
1 水族館振興基金収入				278,000
	1 財	産収	入	9,980
	2 寄	附	金	10
	3 繰	越	金	10
	4 積	戻	金	268,000
2 海事文化振興基金収入				2,000
	1 財	産収	入	980
	2 寄	附	金	10
	3 繰	越	金	10
	4 積	戻	金	1,000
3 環境振興基金収入				3,000
	1 財	産収	入	2,960
	2 寄	附	金	20
	3 繰	越	金	20
歳	合	計		283,000

歳出					
款		項		金	額
1 水族館振興基金					278,000 fm
	1 積	並	金		10,000
	2 繰	出	金		268,000
2 海事文化振興基金					2,000
	1 積	立	金		1,000
	2 繰	出	金		1,000
3 環 境 振 興 基 金					3,000
	1 積	立	金		3,000
歳出	合	計			283,000

平成21年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総 則)

第1条 平成21年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	施	設	事	項	備	考
事	業	量		4 7 14	一般使用許可面積	平方メートル 91,093		
			上屋	41棟	専用使用許可面積	平方メートル 39,367		
			P H	೧.೬ ಕ್	一般使用許可面積	平方メートル 455,450		
			貯 木 場	8か所	専用使用許可面積	平方メートル 995,430		
			荷役機械	13基	使 用 時 間	_{時間} 14,113		
			施設の維持 を 施設の増補・		施設維持補修工事及び 上屋等整備工事	⁵ 908,108		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収			入	
設 追	重 営	事業	業 収	益	2,984,000千円
営	業		収	益	2,976,299千円
営	業	外	収	益	7,681千円
特	別		利	益	20千円
	支			出	
設 追	重 営	事業	業 費	用	2,959,000千円
営	業		費	用	2,786,844千円
営	業	外	費	用	162,136千円
特	別	;	損	失	20千円
予		備		費	10,000千円
	営 営 持 選 営 持		事 外 事 外 事 外 事 外 事 外 事 外 事 外 事 外 事 外 事 外	事 業 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収 収	設 運 業 収 益 営 業 外 利 益 営 業 外 利 益 出 選 費 用 設 業 費 用 設 事 費 費 設 事 費 費 財 費 財 要 費 財 共

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,348,970 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,323,970千円で補てんするものとする。)。

収 入 第1款 的 山 81.030千円 資 本 入 第1項 固定資産売却代金 10千円 第2項 寄 金 附 10千円 第3項 付 金 返 金 81,000千円 その他資本的収入 第4項 10千円 支 出 第1款 資 本 的 出 1,430,000千円 第1項 設 改 良 費 540,600千円 建 占 定資産購入費 第2項 788千円 第3項 償 還 金 企 業 債 888,612千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費 の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

466,982千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成21年度名古屋港管理組合埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成21年度名古屋港管理組合埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

道路整備

70メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

			収			入	
第1款	埋	<u>\(\frac{1}{4} \)</u>	事	業	収	益	324,000千円
第1項	営		業	外	収	益	323,970千円
第2項	特		別		利	益	30千円
			支			出	
第1款	埋	<u>\f\</u>	事	業	費	用	425,000千円
第1項	営		業		費	用	399,669千円
第2項	営		業	外	費	用	15,301千円
第3項	特		別		損	失	30千円
第4項	予			備		費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,112,000 千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。)。

		1	収			入	
第1款	資	本	的	収	ス		525,000千円
第1項	雑		収			入	349,000千円
第2項	貸	付	金	返	還	金	176,000千円
		-	支			出	
第1款	資	本	的	支	出	7	1,637,000千円
第1項	南	部地	区 埋	立事	業	費	25,400千円
第2項	西	部地	区 埋	立事	業	費	433,400千円
第3項	南	5 区	埋	立 事	業	費	50,200千円
第4項	総		係			費	191,741千円
第5項	企	美	É	債		費	918,374千円
第6項	雑		支			出	7,885千円
第7項	予		備			費	10,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費 の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。 職員給与費

348,592千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、4,500千円と定める。

名古屋港管理組合告示第9号

平成21年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成20年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。

平成21年4月1日

名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 神田 真秋

平成20年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成20年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ110,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,233,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出 予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳 入

)/.	区		`											
		芸术	次			項						補正前の額	補正	額	計
2	使	用料	及び	手数	枚料							7,365,766		4,040	7,211,726
						1	使		用		料	7,365,756	△ 15	4,040	7,211,716
3	国	庫	支	出	金							1,142,800	Δ1	6,960	1,125,840
						1	国	庫	負	担	金	1,142,800	Δ1	6,960	1,125,840
9	組		合		債							9,285,400	6	1,000	9,346,400
						1	組		合		債	9,285,400	6	1,000	9,346,400
		歳 入		ζ.	í	⋛		計			36,343,000	Δ 11	0,000	36,233,000	

歳 出

		蒜	欠			項						補正前の額	補	正	額	計
3	企	画	調	整	費							1,267,339		<u>\</u>	1,800	1,165,539
						2	調		査		費	307,646		∆ 101	,800	205,846
5	建		設		費							10,549,171		Δ 8	3,200	10,540,971
						1	建	設	管	理	費	1,541,671			0	1,541,671
						2	整		備		費	9,007,500		Δ 8	3,200	8,999,300
		歳		出	1	î	a		計			36,343,000		∆ 110),000	36,233,000

第2表 繰越明許費補正

Ι.														
	款項					事	業	名	金	安省	質			
	5	建	設	費	2	整	備	費	国直轄事	業港湾管理	者負担金			390,000

第3表 組合債補正

(△印は、減額を示す。)

起債の目的	ß	良度	額	起債の方法	利率	償 j	還 の	方	法
起復の日的	補正前の額	補 正 額	計	起俱切力伝	和	ig ,	Æ V)),j	14
公共事業	4,543,000	⁴ П	⁴ 円 4,919,000	普通貸借又は	8.5%以内	政府資金に 銀行その他。 置期間を含 均等、元金 ¹ 方法で毎年月	の場合には めて30年 均等若しく	起債年 度間以 は元金	度から据 内に元利 不均等の
港湾整備事業	767,000	△ 315,000	452,000	债券発行	0.3%以内	て償還し、この都合により換えること	, ただし、 り据置期間 しくは繰上	組合財]及び償 :償還し	政その他 還期間を
計	9,285,400	61,000	9,346,400						

名古屋港管理組合告示第10号

平成20年名古屋港管理組合告示第14号で使用停止した次の港湾施設は、平成21年4月1日から使用を再開する。 平成21年4月1日

> 名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 荷さばき地 区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位置	面積	区画
金城ふ頭東部 I 荷さばき地 (金城東 I)	1	59号岸壁隣接	平方メートル 316	区画 5 の一部

(図は省略)

名古屋港管理組合告示第11号

平成20年名古屋港管理組合告示第14号の一部を平成21年4月1日をもって次のように改正する。 平成21年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

「3,256平方メートル」を「1,099平方メートル」に、「区画1から5」を「区画4及び5」に改める。

名古屋港管理組合告示第12号

次の名古屋港ポートビル施設は、平成21年3月31日に廃止した。 平成21年4月1日

> 名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 神田 真秋

1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略 称)	位 置	面積
港明臨時駐車場	名古屋市港区港明二丁目501番1号	27,200m²

名古屋港管理組合告示第13号

次の名古屋港ポートビル施設は、平成21年4月1日から供用を開始する。 平成21年4月1日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

30分につき1回1台を利用単位とする駐車場

名 称 (略 称)	位 置	面 積
ガーデンふ頭東駐車場 (ガ―東)	名古屋市港区港町101番地、101番地先	17,816m²

1月1台を利用単位とする駐車場(普通自動車に限る。) 利用日指定の駐車場

名 称 (略 称)	駐車場の種類	位 置	有効収容台数	面積
ガーデンふ頭東駐車場 (ガー東)	その他の 駐車場 一種	名古屋市港区港町101番地、101 番地先	109台	4,945m²

訓

豐化紙 | | u

組合内一般

平成二十一年四月一日課の組織の分掌事務規程(平成八年訓令第三号)の一部を次のように改正する。

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第一条第一号中ルをラとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト 愛知県及び名古屋市との政策に係る連絡調整に関すること。

Γ

图 图

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

三个张川 中

組合内一般

平成二十一年四月一日名古屋港管理組合事務決裁規程(昭和四十年訓令第七号)の一部を次のように改正する。

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

企画担当統計センター所長」に改める。別表第一の二(共通事務)の表担当課長専決事項の欄第四号中「企画調整室計画担当統計センター所長」を「企画調整室

別表第二(個別事務)の表一企画調整室の表中

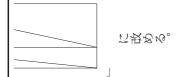
二 港湾統計に関すること。計画担当 一 出願工事の計画審査に関すること。

| | 洗濯秘書に関すること

三 港湾統計図書の編集及び発行に関すること。

| ₩

公画担当	1	港湾統計に関すること。	
	11	港湾統計図書の編集及び発行に関すること。	
計画担当	1	出願工事の計画審査に関すること。	



温 送

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

ഈ 令 無 回 마

組合内一般

平成二十一年四月一日名古屋港管理組合公印取扱規程(昭和三十六年訓令第二号)の一部を次のように改正する。

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

第十二条に次の一頃を加える。 第四条第一号中「、総務部総務課」の下に「(以下「総務課」という。)」を加える。

いては、この限りでない。ただし、医史的資料等の取扱要綱(平成十七年訓第一号)第二条第三号の規定により、総務課において収集するものにつる。会計管理者は、総務課長の立会いの下に、返納された公印を直ちに焼却又は裁断の方法により廃棄しなければならない。

に改める。第十三条第一項中「、公印」を「、第七条第一項の規定にかかわらず、公印」に改め、同条第二項及び第三項を次のよう

- 守者を経て、当該公印を所管する部長(室長を含む。次項において同じ。)の承認を受けなければならない。3 前項の規定により公印の印影を印刷しようとする者は、刷込公印使用承認願(別記様式第七号)により、当該公印の管
- の 部長は、前項の承認をしたときは、総務部長に報告しなければならない。

頃を加える。「総務課長」を「当該公印刷込用紙に印刷された公印の管守者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一第十三条第五項中「第一項の印刷により作成された」を「保管者は、」に、「別記様式第七号」を「別記様式第八号」に、

第十三条の次に次の一条を加える。 証拠書類を提示して公印刷込用紙の保管者(以下「保管者」という。)の承認を受けなければならない。 5 第一項の規定により公印の印影を印刷した用紙(以下「公印刷込用紙」という。)を使用しようとする者は、原議又は

(公生)

- 用開始年月日(廃止の場合にあつては、使用廃止年月日)その他の事項を公告するものとする。第十四条 組合印、管理者印又は会計管理者印を調製し、改刻し、又は廃止したときは、直ちにその種類、用途、印影、使
- 別記様式第七号を次のように改める。し」とあるのは「印影の寸法、公印刷込用紙の名称」と読み替えるものとする。し」とあるのは「印刷し」と、「印影」とあるのは「印影の寸法、公印刷込用紙の名称」と読み替えるものとする。 前項の規定は、前条第一項の規定に基づき印刷した印影について準用する。この場合において、前項中「調製し、改刻

別記樽	(式第	7 ₽	号 (第1	3条関	係)						
						刷込公印使用承認願						
									4	年	月	日
	却	(宏	s) 1	Ę	垟							
	머	(±	۱ (۱	×	Tak							
							((申請	者)			
	下記の	かと	:お(り、	公印	E刷込使用したいので承認してください。						
						記						
	文	書	の	名	称							
	公	印	の	名	称							
	rn ez		H 64	· • +	÷ Amt							
	印影 及					有 (mm× mm) · 無						
	印	刷	の	色	彩							
	保		管		者							
	7777				. 1.							
	理				由							
							管	守	者	印		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第七号の次に次の一様式を加える。

別記様式第8号(第13条関係)

公印刷込用紙使用簿

、印刷込用紙:	名〔						
年 月 日	受入数	払出数	残数	使用者印	保管者印	備	考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

油 湖

(裾行野口)

こ この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(凝過指置)

による。刷込用紙の使用については、この訓令による改正後の名古屋港管理組合公印取扱規程の規定にかかわらず、なお従前の例と この訓令施行の際、現にこの訓令による改正前の名古屋港管理組合公印取扱規程の規定に基づいて印刷されている公印

公 告

名古屋港管理組合公告

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、名古屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成21年4月1日

名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 神田 真秋

1 港湾計画の変更の概要

平成12年4月14日名古屋港管理組合公報第242号により、その概要を公告した名古屋港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画

ア 外貿コンテナ埠頭計画 以下のとおり計画する。

岸壁

地区名	水深 (メートル)	延長 (メートル)	用途	面積(ヘクタール)
西部地区	16	1,050	コンテナ船用	50

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)	用途
西部地区	12	1	250	コンテナ船用

イ 外貿埠頭計画

以下のとおり計画する。

岸壁

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)	用途
金城地区	10.5	2	500	貨物船用

ウ 効率的な運営を特に促進する区域

以下のとおり計画する。

岸壁

地区名	水深 (メートル)	延長 (メートル)	用途	面積(ヘクタール)
西部地区	16	1,050	コンテナ船用	50

(2) 水域施設計画

以下のとおり計画する。

泊地

地区名	水深 (メートル)	面積(ヘクタール)
	12	1
西部地区	11	11
	12	1

航路·泊地

地区名	水深 (メートル)	面積(ヘクタール)
西部地区	12	10

(3) 大規模地震対策施設計画

以下のとおり計画する。

地区名	水深(メートル)	延長 (メートル)	用途
西部地区	16	1,050	コンテナ船用

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)	用途
西部地区	12	1	250	コンテナ船用

2 港湾計画の縦覧の場所

名古屋市港区入船一丁目8番21号 名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当

議会事項

平成二十一年四月一日名古屋港管理組合議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

名古屋港管理組合議会議長 浜 田 一 徳

名古屋港管理組合議会規則第一号

名古屋港管理組合議会会議規則の一部を改正する規則

第百四条の二第一項中「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改める。名古屋港管理組合議会会議規則(昭和四十九年名古屋港管理組合議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

图 图

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合